

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1 1 3 2 号

令和 7 年 3 月 31 日

月 曜 日

目 次

規 則

○四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(総務課) 2
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則	(総務課) 4
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則	(総務課) 6
○四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則	(出納室) 7

訓 令

○四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令	(総務課) 12
○四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令	(総務課) 14
○会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	(総務課) 15

公 告

○一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の期間	(総務課) 17
--------------------------	----------

規 則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 7 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第 1 号

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年四日市港管理組合規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 6 条の 8 (略) 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第 9 条第 2 項又は条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) (略) (2) 当該請求に係る子が<u>小学校就学の始期</u>に達した場合 3・4 (略) (特別休暇) 第 1 1 条 条例第 15 条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(9) (略)	第 6 条の 8 (略) 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第 9 条第 2 項又は条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) (略) (2) 当該請求に係る子が、<u>条例第 9 条第 2 項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に、条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による請求にあっては 3 歳に達した場合</u> 3・4 (略) (特別休暇) 第 1 1 条 条例第 15 条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(9) (略)

(10) 職員の妻の出産若しくは子(配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。)の<u>傷病等に伴う入院の付添い等又は学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 20 条の規定による学校の休業その他の事情によるその子の世話を</u>行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1 の年における 4 日(中学校就学の始期に達するまでの子<u>若しくは中学校就学の始期に達する日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある障がいのある子の傷病等に伴う入院の付添い等又は学校保健安全法第 20 条の規定による学校の休業その他の事情によるその子の世話を</u>行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあっては、当該日数に 4 日(中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある障がいのある子が 2 人以上の場合にあっては、8 日)を加えた日数)の範囲内の期間 (11) ～ (23) (略)	(10) 職員の妻の出産、<u>子</u>(配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。)の<u>傷病等に伴い入院の付添い等</u>を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1 の年における 4 日(中学校就学の始期に達するまでの子<u>又は中学校就学の始期に達する日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある障がいのある子の傷病等に伴い入院の付添い等</u>を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあっては、当該日数に 4 日(中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある障がいのある子が 2 人以上の場合にあっては、8 日)を加えた日数)の範囲内の期間 (11) ～ (23) (略)
---	--

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 7 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第 2 号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(昭和 46 年四日市港管理組合規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(適用除外職員) 第 2 条 条例第 12 条の 3 第 1 項第 1 号の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 職員の扶養親族である者(職員<u>の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)</u>で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第 12 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。))が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員 (権衡職員の範囲) 第 4 条 条例第 12 条の 3 第 1 項第 2 号の規則で定める職員は、四日市港管理組合職員の給与に関する条例施行規則の規定によりそ	(適用除外職員) 第 2 条 条例第 12 条の 3 第 1 項第 1 号の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 職員の扶養親族である者(条例第 12 条第 2 項に規定する扶養親族で四日市港管理組合職員の給与に関する条例施行規則(昭和 41 年四日市港管理組合規則第 9 号)の規定によりその例によることとされる三重県人事委員会規則 7—2(職員の給与の支給に関する規則)第 7 条第 1 項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。))が所有する住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員 (権衡職員の範囲) 第 4 条 条例第 12 条の 3 第 1 項第 2 号の規則で定める職員は、四日市港管理組合職員の給与に関する条例施行規則の規定によりそ

の例によることとされる三重県人事委員会規則 7—49（職員の単身赴任手当に関する規則）第 5 条第 2 項に該当する職員で、同項第 3 号に規定する満 18 歳に達する日後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして管理者の定める住宅を借り受け、月額 15,000 円を超える家賃を支払っているものとする。

（支給の始期及び終期）

第 8 条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第 12 条の 3 第 1 項の職員である要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（管理者が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で管理者が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 5 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 （略）

の例によることとされる三重県人事委員会規則 7—49（職員の単身赴任手当に関する規則）第 5 条第 2 項に該当する職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第 3 号に規定する満 18 歳に達する日後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準じるものとして管理者の定める住宅を借り受け、月額 15,000 円を超える家賃を支払っているものとする。

（支給の始期及び終期）

第 8 条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第 12 条の 3 第 1 項の職員である要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 5 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 （略）

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 7 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第 3 号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(平成 21 年四日市港管理組合規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
(支給地域及び支給公署) 第 2 条 条例第 12 条の 2 第 1 項前段の規則で定める地域は別表に掲げる地域とし、同項後段の公署で規則で定めるものは<u>民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して、管理者が適当であると認める公署とする。</u> 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。 <u>(地域手当に関する経過措置)</u> 2 当分の間における条例第 12 条の 2 第 2 項各号の支給割合は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>級地</th><th>支給割合</th></tr> <tr> <td>4 級地</td><td>100 分の 9</td></tr> </table> 別表 (第 2 条、第 3 条関係) <table border="1"> <tr> <th>級地</th><th>支給地域</th></tr> <tr> <td>4 級地</td><td>四日市市</td></tr> </table>	級地	支給割合	4 級地	100 分の 9	級地	支給地域	4 級地	四日市市	(支給地域及び支給公署) 第 2 条 条例第 12 条の 2 第 1 項前段の規則で定める地域は別表に掲げる地域とし、同項後段の公署で規則で定めるものは<u>別表に掲げる地域に所在する公署と同様に取り扱うことが適当であると管理者が認める公署とする。</u> 附 則 この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。 別表 (第 2 条、第 3 条関係) <table border="1"> <tr> <th>級地</th><th>支給地域</th></tr> <tr> <td>5 級地</td><td>四日市市</td></tr> </table>	級地	支給地域	5 級地	四日市市
級地	支給割合												
4 級地	100 分の 9												
級地	支給地域												
4 級地	四日市市												
級地	支給地域												
5 級地	四日市市												

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 7 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第 4 号

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合財務規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改定後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（随意契約の限度額） 第 8 5 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>400</u> 万円 (2) 財産の買入れ <u>300</u> 万円 (3) 物件の借入れ <u>150</u> 万円 (4) 財産の売払い <u>100</u> 万円 (5) 物件の貸付け <u>50</u> 万円 (6) 前各号に規定するもの以外のもの <u>200</u> 万円 （予定価格の作成） 第 8 7 条 （略） 2 契約締結権者は、管理者が別に定める場合を除き、前項により定めた予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」<u>（第 45 号様式）</u>という。）を作成し、封筒に入れ封緘しなければならない。 （最低制限価格） 第 8 9 条 （略） 2 前項の最低制限価格は、予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までの範囲内とし、予定価格調書<u>（第 45 号様式）</u>にこれを記載しなければならない。	（随意契約の限度額） 第 8 5 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>250</u> 万円 (2) 財産の買入れ <u>160</u> 万円 (3) 物件の借入れ <u>80</u> 万円 (4) 財産の売払い <u>50</u> 万円 (5) 物件の貸付け <u>30</u> 万円 (6) 前各号に規定するもの以外のもの <u>100</u> 万円 （予定価格の作成） 第 8 7 条 （略） 2 契約締結権者は、管理者が別に定める場合を除き、前項により定めた予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を作成し、封筒に入れ封緘しなければならない。 （最低制限価格） 第 8 9 条 （略） 2 前項の最低制限価格は、予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までの範囲内とし、予定価格調書にこれを記載しなければならない。

様式目次中「第 45 号様式 削除」を「第 45 号様式 予定価格調書 第 87 条、第 89 条」に改め、
「第 45 号様式の 2 削除」を削る。

第 44 号様式及び第 45 号様式を次のように改め、第 45 号様式の 2 を削る。

第 44 号様式 削除

第45号様式(その1)(第87条、第89条関係)

予 定 価 格 調 書(工事関係用)

工 事 番 号	年度 第	号
工 事 名	工事(委託)	
工 事 場 所	地内	
設 計 金 額 金	円 工 事 価 格 金	円
予 定 価 格 金	円 入札書比較価格 金	円
制 限 価 格 金 (基準価格)	円 入札書比較価格 金	円

年 月 日

職・氏名
(記名押印又は署名)

備考 この様式によることが困難なものは、この様式に準じて作成すること。

(規格A4縦)

第45号様式(その2)(第87条、第89条関係)

予 定 価 格 調 書(物件関係用)

物 件 名

予 定 価 格 金

円

入札書比較価格 金

円

年 月 日

職・氏名

(記名押印又は署名)

備考 この様式によることが困難なものは、この様式に準じて作成すること。

(規格A4縦)

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

四日市港管理組合訓令第 2 号

庁 中 一 般

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令（昭和 56 年四日市港管理組合訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（用語の定義） 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第 22 条の 4 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）をいう。 (2) （略） （勤務時間等） 第 1 1 条 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年四日市港管理組合条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき勤務時間が割り振られている職員の勤務時間及び休憩時間は、次の表のとおりとする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務を	（用語の定義） 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第 28 条の 5 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）をいう。 (2) （略） （勤務時間等） 第 1 1 条 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年四日市港管理組合条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき勤務時間が割り振られている職員の勤務時間及び休憩時間は、次の表のとおりとする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務を

している職員の勤務時間及び休憩時間は管理者が別に定めるものとし、<u>法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 2 項</u>の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員の勤務時間及び休憩時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で管理者が別に定める。 <table><tr><td>勤務時間</td><td>休憩時間</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 2 ～ 4 (略)	勤務時間	休憩時間	(略)	(略)	している職員の勤務時間及び休憩時間は管理者が別に定めるものとし、<u>法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項</u>の規定により採用された職員で<u>法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員の勤務時間及び休憩時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で管理者が別に定める。 <table><tr><td>勤務時間</td><td>休憩時間</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 2 ～ 4 (略)	勤務時間	休憩時間	(略)	(略)
勤務時間	休憩時間								
(略)	(略)								
勤務時間	休憩時間								
(略)	(略)								

附 則
この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合訓令第 3 号

庁 中 一 般

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合事務決裁規程（平成 8 年四日市港管理組合訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 個別決裁事項の表第 3 号の項の次に次の 1 項を加える。

3-2	職員の高齢者 部分休業に関 する事務	1 地方公務員法第 26 条の 3 の規定による 高齢者部分休業の承認又は承認の取消 し（2 に掲げるものを除く）					○	
		2 四日市港管理組合職員の高齢者部分休 業に関する規則（令和 4 年四日市港管理 組合規則第 8 号）第 2 条第 3 項の規定に 基づく高齢者部分休業の取消し					○	

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合訓令第 4 号

庁 中 一 般

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年四日市港管理組合訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 5（第 11 条第 1 項関係）			別表第 5（第 11 条第 1 項関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
育児参加休暇	(略)	(略)	育児参加休暇	(略)	(略)
私傷病	会計年度任用職員（経営企画部長が別に定める者に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	一の年度において経営企画部長が別に定める期間			
別表第 6（第 11 条第 2 項関係）			別表第 6（第 11 条第 2 項関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
子の看護等	9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（経営企画部長が別に定める者に限る。）が、その子の看護等（負傷し、若し	一の年度において 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（勤	子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（経営企画部長が別に定める者に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったそ	一の年度において 5 日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤務時

	くは疾病にかかったその子の世話、 <u>疾病の予防を図るために必要なものとして経営企画部長が定める</u> その子の世話若しくは <u>学校保健安全法(昭和30 年法律第 56 号) 第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして経営企画部長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち経営企画部長が定めるものへの参加をすること</u> をいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合	務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、経営企画部長が別に定める時間) の範囲内の期間
(略)	(略)	(略)
公務上の傷病	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

	の子の世話又は <u>疾病の予防を図るために必要なものとして経営企画部長が定める</u> その子の世話を行うことをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合	間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、経営企画部長が別に定める時間) の範囲内の期間
(略)	(略)	(略)
公務上の傷病	(略)	(略)
私傷病	<u>会計年度任用職員(経営企画部長が別に定める者に限る。)</u> が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(「 <u>生理日の就業困難</u> 」、「 <u>妊娠疾病</u> 」及び「 <u>公務上の傷病</u> 」に掲げる場合を除く。)	<u>一の年度において経営企画部長が別に定める期間</u>
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成 6 年四日市港管理組合規則第 5 号）第 4 条第 4 項並びに四日市港管理組合財務規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 12 号）第 81 条第 3 項の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物件関係（物品・業務委託））の期間等を次のとおり定めましたので、公告します。

令和 7 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

1 令和 4～7 年度四日市港管理組合入札参加資格者名簿登録の期間、場所等

入札参加資格申請に係る審査完了日及び名簿登録の有効期間は、次のとおりとします。

また、申請方法は、建設工事、測量・建設コンサルタント等は郵送又は電子申請とし、物件関係（物品・業務委託）は郵送によるもののみの受付とします。

（1） 建設工事、測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合

審査完了日	名簿登録の有効期間
令和 7 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで	令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで
令和 7 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで	令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで
令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 1 月 5 日まで	令和 8 年 2 月 1 日から同年 5 月 31 日まで

郵送による場合の受付場所	電子申請による場合の受付URL
〒514-0002 三重県津市島崎町 56 番地 公益財団法人三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当	https://logoform.jp/form/8vMX/r4_7zuijisinki

（2） 物件関係（物品・業務委託）で登録を希望する場合

審査完了日	名簿登録の有効期間
令和 7 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで	令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
令和 7 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで	令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 1 月 5 日まで	令和 8 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

受 付 場 所
〒514-0003 三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 三重県市町総合事務組合 共同受付・審査担当

2 問い合わせ先

三重県四日市市霞二丁目 1 番地の 1

四日市港管理組合総務課管財・契約担当

電話 059-366-7009

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<https://www.yokkaichi-port.or.jp/>
